

Ⅲ 意匠登録出願の願書（特殊出願）の作成方法

1. 意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願（分割出願）
意施規様式第3（第2条関係）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	
【特記事項】	意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願
（【提出日】	平成 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	
【出願日】	
【意匠に係る物品】	
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	
【氏名】	
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
（【国籍】）	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【提出物件の目録】	
【物件名】	図 面 1
【意匠に係る物品の説明】	
【意匠の説明】	

⑩ 又は 識別ラベル

←

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

↑

⑩ 又は 識別ラベル

〔備考〕

- 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何

日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

- 2 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

- 3 その他は、様式第2の備考と同様とする。